

ハーグ条約 カントリープロフィール

目次

Part I：中央当局	1
1. 中央当局の連絡先	1
2. 言語	1
3. 中央当局の体制	1
Part II：関連法規	2
4. 国際的な子の奪取	2
4.1 ハーグ条約（1980年ハーグ子奪取条約）	2
4.2 国際的な子の奪取に関するその他の合意	3
5. 1996年ハーグ親責任条約	3
Part III：返還を求める方法	4
6. 中央当局経由の援助申請	4
6.1 CP国返還援助（アウトゴーイング）申請（CP国が申請国）	4
6.2 外国返還援助（インカミング）申請（CP国が被申請国）	4
7. 子の所在の特定及び連れ去りの防止	6
8. 代理及び法的援助	7
8.1 一般的な事項	7
8.2 無料・割引のある法律扶助	9
9. 監護権	9
9.1 監護権の取得・行使	9
10. 返還手続	9
10.1 管轄当局の組織	9
10.2 ハーグ条約 15、16 条	10
10.3 手続	10
10.4 子の参加	12
10.5 保護措置	12
10.6 返還手続中の面会交流	13
10.7 上訴	13
11. 子の返還	14
11.1 返還措置・費用	14
11.2 安全な返還の提供	14
11.3 刑法及び子の返還	16
12. 返還命令の執行	16

Part IV : 面会交流を求める方法	16
13. 中央当局経由の援助申請	16
13.1 外国面会交流援助（アウトゴーイング）申請（CP国が申請国）	16
13.2 CP国面会交流援助（インカミング）申請（CP国が被申請国）	17
14. 子の所在の特定及び連れ去りの防止	19
15. 代理及び法律扶助	19
16. 面会交流権	19
16.1 面会交流権の決定	19
16.2 面会交流権の行使	19
16.3 監督付きの面会交流	20
17. 面会交流を求める手続	21
17.1 担当局の組織	21
17.2 手続	21
17.3 子の参加	22
17.4 上訴	22
18. 面会交流権の執行	23
Part V : 調停その他の裁判外紛争解決手続	23
19. 調停	23
19.1 調停サービス	23
19.2 調停に関する規程	23
19.3 調停へのアクセス	23
19.4 調停のプロセス	24
19.5 調停の合意事項の執行可能性	26
19.6 外国における調停の合意事項	26
20. その他の裁判外紛争解決手続（ADR）	27
Part VI : 裁判官同士の直接の連絡	27
21. 裁判官同士の直接の連絡	27
Part VII : その他の情報	27
22. トレーニング	27
23. その他の実施措置	27
24. その他のサービス	27

ハーグ条約 カントリープロフィール

締約国名：日本

法域：

最終更新日：2022年4月1日

Part I：中央当局

1. 中央当局の連絡先	
機関	外務省領事局ハーグ条約室
住所	〒100-8919 東京都千代田区霞ヶ関2-2-1
電話番号	+81-(0)3-5501-8466
ファックス番号	+81-(0)3-5501-8527
Eメール	hagueconventionjapan@mofa.go.jp
ホームページ	http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html
担当者	ハーグ条約室長 谷垣博保
(使用言語)	(日本語・英語)
(連絡先)	+81-(0)3-5501-8466
望ましい連絡手段	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> Eメール <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> その他

2. 言語	
a) 中央当局への提出書類に CP 国の公用語の翻訳文が添付されることが望ましいですか。	<input type="checkbox"/> はい。 公用語：日本語 <input type="checkbox"/> 非公式の連絡の場合は不要。 <input type="checkbox"/> いいえ。
b) 英語又はフランス語の使用を拒否していますか。	<input type="checkbox"/> はい。英語は不使用。 <input type="checkbox"/> はい。フランス語は不使用。 <input type="checkbox"/> いいえ。

3. 中央当局の体制	
a) 中央当局の稼働日、稼働時間	稼働日：月～金

はいつですか。	始業時刻：9時 終業時刻：17時
b) 稼働時間以外の対応はありますか。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> 他の締約国の担当者 <input type="checkbox"/> CP国の担当者 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。
c) 中央当局にハーグ条約専門のスタッフはいますか。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。
d) 中央当局にはどのような職業のスタッフはいますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 公務員 <input checked="" type="checkbox"/> 法律相談が可能な公務員 <input checked="" type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 調停人 <input checked="" type="checkbox"/> その他

Part II：関連法規

4. 国際的な子の奪取	
4.1 ハーグ条約（1980年ハーグ子奪取条約）	
a) CP国でハーグ条約はいつ発効しましたか。	2014年4月1日
b) この条約の発効のために、CP国では国内法として条約実施法を制定する必要がありましたか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。 <ul style="list-style-type: none"> • 施行日：2014年4月1日 • 名称：国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律 <input type="checkbox"/> いいえ。
c) その他、この条約の実施のための政令又は手続規則はありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。 <ul style="list-style-type: none"> • 施行日：2014年4月1日 • 名称： <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令 ・ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第 5 条第 3 項の規定に基づき外務大臣が都道府県警察に求める措置に関する省令 ・ 平成 25 年最高裁判所規則第 5 号 <input type="checkbox"/> いいえ。
--	---

4.2 国際的な子の奪取に関するその他の合意

a) 国際的な子の奪取に関するそのほかの国際約束を結んでいますか。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> ブリュッセル II a 規則 <input type="checkbox"/> 国際的な子の返還に関する米州条約 <input type="checkbox"/> 二国間協定 <input type="checkbox"/> 拘束力のない了解事項の覚書 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。
-----------------------------------	--

5. 1996 年ハーグ親責任条約

a) ハーグ親責任条約の締約国ですか。	<input type="checkbox"/> はい。 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。
b) この条約の発効のために、CP 国では国内法として条約実施法を制定する必要がありますか。	<input type="checkbox"/> はい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日： ・ 名称： <input type="checkbox"/> いいえ。
c) その他、この条約の実施のための政令又は手続規則はありますか。	<input type="checkbox"/> はい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日： ・ 名称： <input type="checkbox"/> いいえ。

Part III : 返還を求める方法

6. 中央当局経由の援助申請	
6.1 CP国返還援助（アウトゴーイング）申請（CP国が申請国）	
a) 申請書の作成に関し、どのような援助がありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 中央当局による援助 <input type="checkbox"/> 他の機関による援助 <input type="checkbox"/> 弁護士の紹介 <input type="checkbox"/> その他
6.2 外国返還援助（インカミング）申請（CP国が被申請国）	
a) 申請書はどのような形式ですか。	<input type="checkbox"/> (1)ハーグ国際私法会議の申請書 →c)へ <input checked="" type="checkbox"/> (2)CP国指定の申請書 入手方法又は写しの添付： http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000943.html →c)へ <input type="checkbox"/> (1)と(2)の両方→c)へ <input checked="" type="checkbox"/> 申請国指定の申請書→c)へ <input type="checkbox"/> 形式の指定なし→b)へ <input type="checkbox"/> その他→b)へ
b) 省略	
c) 中央当局は、電子的手段による書面の提出を認めますか。	<input type="checkbox"/> はい。説明： <input type="checkbox"/> はい。ただし裁判所等への提出はできない。 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。
d) 申請者のために中央当局が行動するための委任状又は申請者のための代理人（弁護士）を中央当局が指名するための委任状が必要ですか。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> 申請書に記載 <input type="checkbox"/> 署名した陳述書又は宣言書に記載 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。
e) 中央当局は、申請書を受理したことを通知しますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。 <input checked="" type="checkbox"/> Eメール <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 郵便

	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> いいえ。
f) 提出された情報が足りない場合、中央当局は、援助を開始しますか。	<input type="checkbox"/> はい。申請国の中央当局を通じて追加の情報提供を求める。 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。 <input type="checkbox"/> 全ての書類が必要 <input checked="" type="checkbox"/> 申請国の中央当局を通じて追加の必要書類を請求する。 <input type="checkbox"/> 足りない情報の種類による。 <input type="checkbox"/> その他
g) 申請を受けた後、中央当局は誰と連絡をとることが好ましいですか。	<input checked="" type="checkbox"/> 申請国の中央当局 <input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者の弁護士 <input type="checkbox"/> 上記全員 <input type="checkbox"/> その他
h) 子の任意の返還に向けて、中央当局はどのような措置をとりますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の返還を求めるために TP と連絡をとる。 <input checked="" type="checkbox"/> 当事者に調停その他の ADR を推奨する。 <input type="checkbox"/> その他
i) 上記の任意の返還に向けた措置によって不適切な遅延が生じることのない理由は何ですか。	説明：中央当局は、子と同居している者に援助申請があったことを通知し、期限迄に中央当局に連絡するよう要請する。一方、申請者はいつでも家庭裁判所に申し立てることができる。
j) 中央当局は、子にさらなる害が生じることがないよう暫定措置をとる、又はとらせるためにどのような役割を果たしますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 子に危険があると考えられる場合は、適切な機関に通報する。 <input type="checkbox"/> 裁判所等に直接連絡し、保護命令を出してもらう。 <input checked="" type="checkbox"/> 当事者を適切な機関に紹介する。 <input type="checkbox"/> その他
k) 申請者は CP 国において中央当局を経由せずに条約に基づく返還手続を開始することができますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。: 申請者は中央当局の HP において情報を入手することができる。

<p>できますか。</p>	<p>http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html</p> <p>申請者は地域の弁護士会又は管轄権のある家庭裁判所から情報を入手することができる（日本語のみ）。</p> <p>中央当局に対する援助申請がなされなかった場合、中央当局は一般的な情報提供以外の援助をすることができない。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ。</p>
---------------	--

7. 子の所在の特定及び連れ去りの防止	
<p>a) 返還手続は子の所在が特定される前に開始できますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい。</p> <p><input type="checkbox"/> はい。状況による。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ。</p>
<p>b) 子の所在の特定を開始するために、CP国では子の行方に関してどのような情報を必要としていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 子が CP 国に入国した証拠</p> <p><input type="checkbox"/> 子が CP 国に所在すると考えられる申請者からの情報</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不要。子の所在の調査は申立てにより開始する。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>
<p>c) 子の所在を発見するため、どのような方法や情報源が用いられますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> (1)民間の調査サービス</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> (2)人口登録</p> <p><input type="checkbox"/> (3)労働者登録</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> (4)他の政府機関の保持する情報（入国管理局、社会福祉局）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> (5)警察</p> <p><input type="checkbox"/> (6)国際刑事警察機構</p> <p><input type="checkbox"/> (7)裁判所命令により提供された子の行方に関する情報</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> (8)その他：学校、病院、水道・電気・電話サービスの提供機関及び配偶者からの DV 被害者を支援する民間団体等</p>

<p>d) 上記の措置を誰が行いますか。番号で示しなさい。</p>	<p>中央当局：2,4,5,8 申請者： 申請者の代理人： その他：</p>
<p>e) 上記の措置の中で、管轄当局の命令を必要とするものは何番ですか。</p>	<p>(なし)</p>
<p>f) 連れ去り・再連れ去りを防止するため、CP国ではどのような措置がとられていますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> (1)子の旅券を当局が保管する。 <input type="checkbox"/> (2)TPの旅券を当局が保管する。 <input checked="" type="checkbox"/> (3)子の連れ去り禁止命令をとる。 <input type="checkbox"/> (4)国境や港に警戒態勢をとる。 <input type="checkbox"/> (5)TPに定期的な連絡を求める。 <input type="checkbox"/> (6)TPに一定額の支払いを求める。 <input type="checkbox"/> (7)子を一時的に施設に預ける。 <input type="checkbox"/> (8)その他</p>
<p>g) 上記の措置を誰が行いますか。番号で示しなさい。</p>	<p>中央当局： 申請者： 申請者の代理人： その他： 一方の当事者が日本から子連れ去る危険がある場合、もう一方の当事者は、返還手続が係属している家庭裁判所に対し、子の出国を禁じる命令を求めることができる。 その命令を受けた相手方が子の旅券を所持する場合には、家庭裁判所はその者に対し外務省への旅券の引き渡しを命じることができる。</p>
<p>h) 上記の措置の中で所轄機関の命令が必要なものはありますか。</p>	<p>1,3</p>

8. 代理及び法的援助

8.1 一般的な事項

<p>a) あなたの国はハーグ条約 26 条（手数料・費用の徴収）を留保していますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。</p>
<p>b) 中央当局は、返還を求める方法について法的助言を行いますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。ただし、 <input checked="" type="checkbox"/> 中央当局は、申立人に適切な助言者を紹介する。 <input checked="" type="checkbox"/> 中央当局は、法や手続に関する一般的な情報を提供する。 <input type="checkbox"/> その他</p>
<p>c) 返還手続に弁護士は必要ですか。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。しかし、弁護士への依頼を推奨する。</p>
<p>d) 中央当局は、弁護士の手配に関してどのような役割を果たしますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 申立人自身が弁護士を手配する。ただし、中央当局は、 <input type="checkbox"/> 弁護士リストを提供する。 <input type="checkbox"/> 無料・割引のある弁護士リストを提供する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他：英語を使える日本人弁護士を希望する LBP は、中央当局の弁護士紹介サービスを通じて日本弁護士連合会から 3 人の弁護士の紹介を受ける。 <input type="checkbox"/> 中央当局が返還手続を行う機関に申立書を提出するため、弁護士は不要。 <input type="checkbox"/> 中央当局が弁護士を手配し、以下の者が担当する。 <input type="checkbox"/> 中央当局所属の弁護士 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 検察官 <input type="checkbox"/> その他</p>

	<input type="checkbox"/> その他
8.2 無料・割引のある法律扶助	
a) 申立人が返還手続の際に利用できる無料・割引のある法律扶助はありますか。	<input type="checkbox"/> はい。無料の法律扶助がある。 <input type="checkbox"/> はい。割引のある法律扶助がある。 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。→b)へ
b) 上記の法律扶助がない場合、申立人を金銭的に援助する別の方法がありますか。	<input type="checkbox"/> 相手方に費用負担を命じる仕組み <input type="checkbox"/> 無料奉仕の法律扶助 <input checked="" type="checkbox"/> その他：費用を支払えない経済状況にある申立人に対し日本司法支援センターが立替える。 <input type="checkbox"/> ない。
c)～1) 省略	

9. 監護権	
9.1 監護権の取得・行使	
a) CP国の法律に基づき監護権が生じていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。→b)へ <input type="checkbox"/> いいえ。→c)へ
b) その法律に基づき監護権は誰に付与されますか。	説明：事案や民法の適用状況による。民法は以下より入手可能。 http://www.japaneselawtranslation.go.jp/?re=02 . 婚姻関係にある夫婦の子は両親が共同で親権を行使する。離婚の際、いずれの親が親権者となるかを両親又は裁判所が決定する。
c)～1) 省略	

10. 返還手続	
10.1 管轄当局の組織	
a) ハーグ条約の返還手続を行う裁判所等は限定されていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。
b) ハーグ条約の返還手続を行う裁判所等は何か所ありますか	裁判所等：2つの裁判所（子の返還手続は子の住所に応じて東京家庭裁判

か。また、裁判官等は何人で すか。	所又は大阪家庭裁判所の管轄) 裁判官等：2つの家庭裁判所に数名の 裁判官が所属
c) 返還するか否かを決定する機 関はどこですか。	東京家庭裁判所、大阪家庭裁判所
d)～e) 省略	
10.2 ハーグ条約 15、16 条	
省略	
10.3 手続	
a) 中央当局は、手続の開始に便 宜をはかる義務をどのように 果たしますか。	<input type="checkbox"/> 中央当局が返還手続を開始する。 <input type="checkbox"/> 中央当局が適切な弁護士に書面を 送付する。 <input type="checkbox"/> 中央当局が検察官に書面を送付す る。 <input checked="" type="checkbox"/> その他：中央当局が法や手続に関 する一般的な情報を提供する。
b) 返還手続の申立人は誰です か。	<input checked="" type="checkbox"/> 個人、施設その他の機関 <input type="checkbox"/> 中央当局 <input type="checkbox"/> 検察官 <input type="checkbox"/> その他
c) 裁判所等へ提出する書面は、 CP 国の公用語に翻訳する必 要がありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。翻訳機関・費用：当事者が 翻訳の責任を負う。ただし、裁判 所への提出書面については、予算 の限度で、中央当局委託の翻訳サ ービスを無料で利用できる。 <input type="checkbox"/> いいえ。 <input type="checkbox"/> 書類の種類による。
d) 裁判所等が迅速に返還手続を 行うことを確保するための措 置はありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。: <input checked="" type="checkbox"/> 条約実施法：第 151 条 <input checked="" type="checkbox"/> 手続規則： <input type="checkbox"/> その他 入手方法又は写しの添付： http://www.japaneselawtranslation.go.jp /?re=02.

	<input type="checkbox"/> いいえ。
e) 通常、手続開始から終局判決までどの程度の時間がかかりますか（上訴を除く）。	<input type="checkbox"/> 6週間以内 <input type="checkbox"/> 6～12週間 <input type="checkbox"/> 12週間以上
f) 通常、申立人は返還手続に出席する必要がありますか。 *条約では当事者の実際の出席は求められていない。	<input type="checkbox"/> はい。 <input checked="" type="checkbox"/> する必要はないが、出席する方が望ましい。 <input type="checkbox"/> いいえ。
g) 申立人が外国から返還手続に参加するための設備はありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> ビデオカンファレンス <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> 弁護士を通じて参加 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> いいえ。
h) 申立人が CP 国で返還手続に参加する際、同時通訳を利用できますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。 <input type="checkbox"/> 事件の状況による。
i) 上記の設備や同時通訳サービスは、誰が費用を負担しますか。	<input type="checkbox"/> 申立人 <input type="checkbox"/> 申請国の中央当局 <input type="checkbox"/> 被申請国の中央当局 <input type="checkbox"/> 裁判所等 <input type="checkbox"/> 利用内容による。 <input checked="" type="checkbox"/> その他：申立人と相手方のどちらが費用を負担すべきかを裁判所が決定する。
j) 申立人が返還手続に参加を希望する場合、入管に関する特別措置（査証）はありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。：「入管に関する特別措置」はないが、手続参加のための入国希望であれば、通常、必要な限度で認められる。 <input type="checkbox"/> いいえ。
k) 返還の判断が裁判所等の審理なしに書面審査のみで決定されることがありますか。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> はい。そのような可能性はあるが、実際にはない。 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。常に審理がある。

<p>1) 返還手続において口頭による証拠（陳述）は採用されますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい。常に採用。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> はい。限定的に採用：家庭裁判所が必要とする場合のみ。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ。</p>
<p>10.4 子の参加</p>	
<p>a) 返還手続において子が聴聞される機会がありますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい。常にある。→b)へ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 事案による。裁判官等の裁量判断。→b)へ</p> <p><input type="checkbox"/> 条約 13 条 2 項に基づく場合のみ。→b)へ</p> <p><input type="checkbox"/> その他→b)へ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ。→10.5 へ</p>
<p>b) 返還手続において子はどのように聴聞されますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 裁判官による直接聴聞</p> <p><input type="checkbox"/> 無所属の専門家による裁判所への報告</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 子自身の代理人</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他：家庭裁判所調査官による報告</p>
<p>c) 省略</p>	
<p>d) 裁判所等は、返還手続で子の最善の利益を主張させるために代理人（弁護士・訴訟後見人）を指名することができますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい：子が手続行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより又は職権で、弁護士を手続代理人に選任することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ。</p>
<p>10.5 保護措置</p>	
<p>a) CP 国での子の監護状況に問題がある場合、どの機関が子の状況判断と保護を行いますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 行政の社会福祉機関：児童相談所</p> <p><input type="checkbox"/> 民間の機関</p> <p><input type="checkbox"/> 中央当局</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 警察。必要な場合のみ。</p> <p><input type="checkbox"/> 裁判所</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>
<p>b) 返還手続の開始前後において、子の保護を確実にするた</p>	<p><input type="checkbox"/> 1.暴力・飲酒等の行為を TP に禁じる暫定命令をとる。</p>

<p>め、どのような措置がとられますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 2.子を里親の監護下に置く。 <input checked="" type="checkbox"/> 3.子を国の監護下に置く。 <input checked="" type="checkbox"/> 4.TPによる子の監護を社会福祉機関が監督する。 <input type="checkbox"/> 5.その他</p>
<p>c) 上記の措置には裁判所命令が必要ですか。</p>	<p>上記全ての措置について児童相談所所長の判断が必要となる。</p>
<p>d) 裁判所に保護措置を求めるのは誰ですか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 申立人 <input type="checkbox"/> 申請国の中央当局 <input type="checkbox"/> 被申請国の中央当局 <input type="checkbox"/> 検察官 <input type="checkbox"/> 裁判官（職権による） <input checked="" type="checkbox"/> 行政の社会福祉機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他</p>
<p>10.6 返還手続中の面会交流</p>	
<p>a) 裁判所等は、返還手続中の申立人と子の面会交流の実施のため暫定措置をとることができますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい。 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。</p>
<p>10.7 上訴</p>	
<p>a) 返還手続において、上訴することができますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> 一定の状況においてのみできる。 上訴は何審級あるか、上訴担当機関：2審級。第1の上訴（即時抗告）は東京高等裁判所・大阪高等裁判所、第2の上訴は最高裁判所。 最高裁判所への上訴は、終局決定に憲法の解釈の誤りその他憲法の違反がある場合（特別抗告）及び法令の解釈に関する重要な事項を含み、その高等裁判所が上訴を許可した場合（許可抗告）に認められる。 <input type="checkbox"/> いいえ。→11へ</p>

b)～l) 省略	
----------	--

11. 子の返還

11.1 返還措置・費用

a) 子の返還のための移動の手配を誰が行いますか。	<input type="checkbox"/> TP <input type="checkbox"/> 申立人 <input checked="" type="checkbox"/> TP 及び申立人 <input type="checkbox"/> 申請国の中央当局 <input type="checkbox"/> 被申請国の中央当局 <input type="checkbox"/> 裁判所等が手配者を指名 <input type="checkbox"/> その他
---------------------------	--

b) 子の返還にかかる移動の費用を誰が負担しますか。	<input type="checkbox"/> TP <input type="checkbox"/> 申立人 <input type="checkbox"/> TP 及び申立人 <input type="checkbox"/> 申請国の中央当局 <input type="checkbox"/> 被申請国の中央当局 <input type="checkbox"/> 裁判所等が費用を決定 <input checked="" type="checkbox"/> その他：返還命令の場合は TP が負担する。 任意の返還の場合は、費用負担につき両者の合意で決定する。
----------------------------	--

c) 子の返還にかかる移動の費用に援助はありますか。	<input type="checkbox"/> はい。 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。
----------------------------	--

d)～e) 省略	
----------	--

11.2 安全な返還の提供

a) DV その他の虐待から子を保護するための国内法はありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。入手方法又は写しの添付： http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv26/ （日本語） <input type="checkbox"/> いいえ。
-----------------------------------	---

b) DV その他の虐待から成人を保護するための国内法はありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。入手方法又は写しの添付： http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/sv.pdf <input type="checkbox"/> いいえ。
------------------------------------	---

c) どの機関が子の保護を行いますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政の社会福祉機関：児童相談所
---------------------	---

<p>すか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 民間の組織</p> <p><input type="checkbox"/> 中央当局</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 警察</p> <p><input type="checkbox"/> 裁判所</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>
<p>d) 子の保護に関し、中央当局はどのような役割を果たしますか。</p>	<p>説明：日本国中央当局は、子の返還の決定を申請国の中央当局に連絡する。また、両親に協力を求め、必要であれば、警察、入国管理局及び航空会社等に連絡する。</p>
<p>CP国が被申請国である場合</p>	
<p>e) 裁判所等が返還を命じる際、安全な返還のために条件を設定しますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 子に害が及ばないための保護命令等を出す。</p> <p><input type="checkbox"/> 子に害を及ぼさないことを約した一方の当事者のアンダーテイキングを認める。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他：d) 参照</p>
<p>f) 上記の条件設定がなされた場合、裁判所等はその条件を守らせるためにどのようなことを行いますか。</p>	<p>説明：</p>
<p>CP国が申請国である場合</p>	
<p>g) CP国の裁判所等は、</p> <p>i. 子への害を防ぐため、被申請国で下された保護命令等を承認・執行することができますか。</p> <p>ii. 被申請国で約されたアンダーテイキングを実施するよ</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ。</p> <p>説明：外国裁判所の確定判決は、①判決を行った外国裁判所が裁判管轄権を有すること、②敗訴被告への送達があったこと、③外国判決の内容及び手続が日本の公序に反しないこと、④相互の保証があることの全ての要件を具備する場合に限り有効となる。</p> <p>(民事訴訟法 118 条)</p> <p><input type="checkbox"/> はい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ。</p>

<p>う求めることができますか。</p> <p>iii. 被申請国でとられた保護措置に必要な「ミラーオーダー」をとることができますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> アンダーテイキングのおもな内容による。</p> <p><input type="checkbox"/> はい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ。</p>
---	---

11.3 刑法及び子の返還

<p>a) 一方の親による CP 国からの不法な子の連れ去りは、刑法上の犯罪ですか。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 状況による。: 刑法 224 条（未成年者略取及び誘拐）が適用可能。224 条「未成年者を略取し、又は誘拐した者は、3 月以上 7 年以下の懲役に処する。」</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ。</p>
<p>b) CP 国外での一方の親による不法な子の留置は、刑法上の犯罪ですか。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 状況による。: 刑法 3 条（国民の国外犯）及び刑法 3 条の 2（国民以外の者の国外犯）に基づき、刑法 220 条（逮捕及び監禁）が適用可能。220 条「不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。」</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ。</p>
<p>c)～i) 省略</p>	

12. 返還命令の執行

<p>省略</p>	
-----------	--

Part IV : 面会交流を求める方法

<h3>13. 中央当局経由の援助申請</h3>	
<h4>13.1 外国面会交流援助（アウトゴーイング）申請（CP 国が申請国）</h4>	
<p>a) 申請書の作成に関し、どのような援助がありますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 中央当局による援助</p> <p><input type="checkbox"/> 他の機関による援助</p> <p><input type="checkbox"/> 弁護士の紹介</p>

	<input type="checkbox"/> その他
13.2 CP 国面会交流援助（インカミング）申請（CP 国が被申請国）	
a) ハーグ条約に基づく面会交流援助のための特定の申請書はありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。→c)へ 入手方法又は写しの添付： 申請者は日本国中央当局の HP で入手可能。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000028741.pdf <input type="checkbox"/> いいえ。→b)へ
b) 省略	
c) 中央当局は、電子的手段による書面の提出を認めますか。	<input type="checkbox"/> はい。説明： <input type="checkbox"/> はい。ただし、裁判所等への提出はできない。 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。
d) 申請者のために中央当局が行動するための委任状又は申請者のための代理人（弁護士）を中央当局が指名するための委任状が必要ですか。	<input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> 申請書に記載。 <input type="checkbox"/> 署名した陳述書又は宣言書に記載。 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。
e) 中央当局は、申請書を受理したことを通知しますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。 <input checked="" type="checkbox"/> Eメール <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> いいえ。
f) 提出された情報が足りない場合、中央当局は援助を開始しますか。	<input type="checkbox"/> はい。申請国の中央当局を通じて追加の情報提供を求める。 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。 <input type="checkbox"/> 全ての書類が必要。 <input checked="" type="checkbox"/> 申請国の中央当局を通じて追加の必要書類を請求する。 <input type="checkbox"/> 足りない情報の種類による。 <input type="checkbox"/> その他

<p>g) 申請を受けた後、中央当局は誰と連絡をとることが好ましいですか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 申請国の中央当局 <input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者の弁護士 <input type="checkbox"/> 上記全員 <input type="checkbox"/> その他</p>
<p>h) 国際的な面会交流事案の当事者間の合意形成に向けて、中央当局はどのような措置をとりますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 面会交流の相手方と連絡をとる。 <input checked="" type="checkbox"/> 当事者に調停その他のADRを推奨する。 <input type="checkbox"/> その他</p>
<p>i) 上記の合意形成に向けた措置によって不適切な遅延が生じることのない理由は何ですか。</p>	<p>説明：中央当局は、子と同居している者に援助申請があったことを通知し、期限迄に中央当局に連絡するよう要請する。一方、申請者はいつでも家庭裁判所に申し立てることができる。</p>
<p>j) 中央当局は、面会交流の調整のために、通常、どのような援助をすることができますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 中央当局は、両当事者間の連絡を容易にすることができる。 <input checked="" type="checkbox"/> 中央当局経由で直接的に。 <input type="checkbox"/> 第三者を介して。 <input checked="" type="checkbox"/> 中央当局は、申請者に対して、調停、法的支援又は社会福祉支援等の提供可能なサービスに関する情報を提供することができる。 <input type="checkbox"/> その他</p>
<p>k) 中央当局は、何に基づき援助を行うことができますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 面会交流権の付与に関する裁判所等の命令 <input checked="" type="checkbox"/> その他：条約実施法</p>
<p>l) 申請者は CP 国において中央当局を経由せずに面会交流に関する手続を開始することができますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい。: 申請者は、中央当局の HP において情報を入手することができる。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html 申請者は、地域の弁護士会又は管轄権のある家庭裁判所から情報を入手することができる（日本語のみ）。</p>

	<p>中央当局に対する援助申請がなされなかった場合、中央当局は、一般的な情報提供以外の援助をすることができない。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ。</p>
--	---

14. 子の所在の特定及び連れ去りの防止

子の返還と同様であるため省略（7節参照）

15. 代理及び法律扶助

子の返還と同様であるため省略（8節参照）

16. 面会交流権

16.1 面会交流権の決定

a) 面会交流権の取得・行使はどの法律に定められていますか。	<p>入手方法又は写しの添付： 民法</p>
b) 面会交流権に関する判断は司法又は行政当局のどちらが行いますか。	<p>裁判所</p>
c) CP国では誰が面会交流権を主張することができますか。	<p><input checked="" type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 継父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他の家族 <input type="checkbox"/> その他</p>
d) 面会交流に関する手続において、子の最善の利益はおもな考慮事項ですか。	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。その場合、何がおもな考慮事項ですか。:</p>

16.2 面会交流権の行使

a) 裁判所等は、子と申請者の面会交流権を確保するためにどのような保護策を講じますか。	<p><input type="checkbox"/> 旅券等の提出 <input type="checkbox"/> 申請者に警察等へ定期的に連絡させる。 <input type="checkbox"/> 保証金等の支払 <input checked="" type="checkbox"/> 監督付きの面会交流</p>
---	---

	<input checked="" type="checkbox"/> 面会交流の実施方法について制限をつける。 <input type="checkbox"/> 宣誓供述書又は宗教的な宣誓書に署名させる。 <input type="checkbox"/> 面会交流の詳細な予定表を作成する。 <input type="checkbox"/> 外国の大使館等に子の新たな旅券等を発行しないよう要請する。 <input type="checkbox"/> その他
16.3 監督付きの面会交流	
a) 監督付きの面会交流を実施するための施設がありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。相対での面会交流の他、インターネットを利用した「ウェブ見まもり面会交流(MOCAE)」の利用が可能。 <input type="checkbox"/> いいえ。→17へ
b) 監督付きの面会交流はどのような条件で実施されますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 両当事者が合意した条件 <input type="checkbox"/> 一方の当事者の希望する条件 <input type="checkbox"/> 社会福祉機関の決定した条件 <input checked="" type="checkbox"/> 裁判所等の決定した条件 <input type="checkbox"/> その他
c) どの機関が監督付き面会交流を実施しますか。	<input type="checkbox"/> 行政の社会福祉機関 <input checked="" type="checkbox"/> 民間の機関 <input type="checkbox"/> 中央当局 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 裁判所 <input type="checkbox"/> その他
d) 監督付き面会交流の実施費用は誰の負担となりますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 申立人 <input checked="" type="checkbox"/> 子の日々の養育を行う者 <input checked="" type="checkbox"/> 中央当局 <input checked="" type="checkbox"/> 裁判所等の命令による。 <input checked="" type="checkbox"/> その他：当事者が選択する実施機関による。外務省委託機関で実施し、一定の条件を満たせば、費用の援助を受けられる場合がある。

17. 面会交流を求める手続	
17.1 担当局の組織	
a) ハーグ条約の面会交流手続を行う裁判所等は限定されていますか。	<input type="checkbox"/> はい。 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。
b) ハーグ条約の面会交流手続を行う裁判所等は何か所ありますか。また、裁判官等は何人ですか。	裁判所等：外国返還・日本国面会交流援助決定を受けた者又は子の返還の申立てをした者が、子との面会交流を求めた場合、子の住所地に基づく家庭裁判所及び東京・大阪家庭裁判所に管轄権がある。 裁判官等：家庭裁判所に所属する数名の裁判官
c)～d) 省略	
17.2 手続	
a) ハーグ条約に基づく面会交流の申立てに適用される特別な手続がありますか。	<input type="checkbox"/> はい。 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。
b) 裁判所等へ提出する書面は、CP 国の公用語に翻訳する必要がありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。翻訳機関・費用：当事者が翻訳の責任を負う。ただし、裁判所への提出書面については、予算の限度で、中央当局委託の翻訳サービスを無料で利用できる。 <input type="checkbox"/> いいえ。 <input type="checkbox"/> 書類の種類による。
c) 通常、手続開始から終局判決までどの程度の時間がかかりますか（上訴を除く）。	<input type="checkbox"/> 6週間以内 <input type="checkbox"/> 6～12週間 <input type="checkbox"/> 3～6か月 <input type="checkbox"/> 6か月以上
d) 通常、申立人は手続に出席する必要がありますか。 *条約では当事者の実際の出席は求められていない。	<input type="checkbox"/> はい。 <input checked="" type="checkbox"/> する必要はないが、出席する方が望ましい。 <input type="checkbox"/> いいえ。

e) 申立人が外国から手続に参加するための設備はありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> ビデオカンファレンス <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> 弁護士を通じて参加 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> いいえ。
f) 申立人が CP 国で手続に参加する際、同時通訳を利用できますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。
g) 上記の設備や同時通訳サービスは、誰が費用を負担しますか。	<input type="checkbox"/> 申立人 <input type="checkbox"/> 申請国の中央当局 <input type="checkbox"/> 被申請国の中央当局 <input type="checkbox"/> 裁判所等 <input type="checkbox"/> 利用内容による。 <input checked="" type="checkbox"/> その他：申立人と相手方のどちらが費用を負担すべきかを裁判所が決定する。
h) 申立人が返還手続に参加を希望する場合、入管に関する特別措置（旅券）はありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。：「特別な入管措置」はないが、手続参加のための入国希望であれば、通常、「短期滞在」として認められる。 <input type="checkbox"/> いいえ。
17.3 子の参加	
子の返還と同様であるため省略（10.4 参照）	
17.4 上訴	
a) 面会交流手続において、上訴することができますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> 一定の状況においてのみできる。 上訴は何審級あるか、上訴担当機関：2 審級。第 1 の上訴（即時抗告）は高等裁判所、第 2 の上訴（特別抗告・許可抗告）は最高裁判所。 <input type="checkbox"/> いいえ。→18 へ
b) ハーグ条約に基づく面会交流手続を上訴するための即決・	<input type="checkbox"/> はい。 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ。

特別手続がありますか。	
c)～1) 省略	

18. 面会交流権の執行	
省略	

Part V : 調停その他の裁判外紛争解決手続

19. 調停	
19.1 調停サービス	
a) 調停では家族に関するどのような事項を扱いますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 不法に連れ去られ、留置された子の返還・返還拒否 <input checked="" type="checkbox"/> 監護 <input checked="" type="checkbox"/> 面会交流 <input checked="" type="checkbox"/> 転居 <input checked="" type="checkbox"/> 子の養育 <input checked="" type="checkbox"/> 夫婦関係等解消後の財産紛争 <input type="checkbox"/> その他
b) 外国返還援助申請後、CP国ではどのような種類の調停を受けることができますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 民間機関による調停 <input checked="" type="checkbox"/> 裁判所等による調停：裁判官 1 人を含む調停委員会による裁判所内の家事調停。 <input checked="" type="checkbox"/> NGO による調停 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 調停が存在しない。
c) CP国での面会交流援助申請後、CP国ではどのような種類の調停を受けることができますか。	同上
d) 省略	
19.2 調停に関する規程	
省略	
19.3 調停へのアクセス	
a) 調停人に関する情報はどのように入手できますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 調停人の名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 中央当局を經由して入手。

	<input type="checkbox"/> 認定期間を経由して入手。 <input checked="" type="checkbox"/> その他の情報源：NGO 又は調停人の協会 <input type="checkbox"/> その他の方法 <input type="checkbox"/> 入手可能な情報はない。
b) 外国返還援助申請が受理された場合、中央当局は調停の実施に向けてどのような役割を果たしますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 調停に関する情報を当事者に提供する。 <input checked="" type="checkbox"/> 専門の調停人に紹介する。 <input type="checkbox"/> 裁判所等に調停開始の命令を求める。 <input type="checkbox"/> その他
c) CP 国での面会交流援助申請が受理された場合、中央当局は調停の実施にむけてどのような役割を果たしますか。	同上
d) 外国への返還援助申請が受理された場合、調停の費用はどうなりますか。	<input type="checkbox"/> 申立人が無料・割引のある法律扶助に申し込めば、調停費用は常にそれに含まれる。 <input type="checkbox"/> 申立人が無料・割引のある法律扶助に申し込めば、調停費用が賄える場合がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 中央当局による対応がある：民間・NGO による調停については、外務省委託機関を選択すれば、一定の条件の下、費用の援助がある。 <input type="checkbox"/> その他の資金源 <input type="checkbox"/> 当事者が負担 <input checked="" type="checkbox"/> その他：裁判所調停については、法定の費用を当事者が負担する。
e) CP 国での面会交流援助申請が受理された場合、調停の費用はどうなりますか。	同上
19.4 調停のプロセス	
a) 返還を求めるとどの段階で調停	<input checked="" type="checkbox"/> いつでも可能。申請の前でも可。

<p>ができますか。</p>	<p>必要に応じて保全措置もできる。</p> <p><input type="checkbox"/> 中央当局への申請前のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 中央当局への申請後のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 裁判所等への申立て前のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 裁判所等への申立て後のみ</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>
<p>b) 面会交流を求めるとの段階で調停ができますか。</p>	<p>同上</p>
<p>c) 調停に適した事案かどうかの判断はなされますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい。常に行う。→d)へ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ。→e)へ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他：裁判所が子の返還事件を裁判所内の調停に付す際、当事者の同意が必要となる。 →d)、e)へ</p>
<p>d) 調停に適した事案かどうか、誰が判断しますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 調停人</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他：裁判官</p>
<p>e) 裁判手続中に事件が調停に付された場合、手続は中止されますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい。：裁判手続、家事審判手続及び条約実施法に基づく子の返還手続を中止する。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ。</p>
<p>f) 調停において子の意見はどのように扱われますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 子の年齢が十分であるか成熟している場合には、調停人は子と面会しなければならないとの規定がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 子の年齢が十分であるか成熟している場合には、子の意見が調停人に伝えられねばならないが、直接的である必要はないとの規定がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 調停人の裁量判断による。</p> <p><input type="checkbox"/> 子の意見は重視されない。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他：事案によるが、調停人が子の意見を直接に又は家庭裁判所調査官の報告若しくは子の代理人</p>

	から聞くことができる。
g) DV その他の虐待の主張が調停でなされた場合、CP国においてどのような保護策が講じられますか。	<input checked="" type="checkbox"/> (1)被害者の住所その他の連絡先情報を内密にする。 <input type="checkbox"/> (2)その他の保護策
h) 上記の保護策の中で、法的根拠のあるものは何ですか。また、調停人の裁量判断が許されるものは何ですか。	<p>法的根拠：裁判所内調停では、当事者による記録の閲覧又は謄写に裁判所の許可が必要となる。裁判所は適切な場合のみそれを許可する。</p> <p>調停人の裁量に基づくもの：</p>
i) 裁判所等は、調停中の申立人と子の面会交流の実施のため暫定措置をとることができますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。
19.5 調停の合意事項の執行可能性	
a) CP国の家族法において、調停事項に関する法的な制約がありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。
b) 調停での合意内容を執行するため、追加的な手続が必要ですか。	<input type="checkbox"/> (1)調停での合意事項の公証 <input type="checkbox"/> (2)調停での合意事項の裁判所による承認 <input type="checkbox"/> (3)調停での合意事項の裁判所への登録 <input checked="" type="checkbox"/> (4)その他 <p>裁判所内調停は当事者双方の合意により成立し、その内容は追加の手続なく執行できる。</p> <p>民間調停又はNGOによる調停の合意事項はそのままでは執行することができないため、裁判所内調停を行う必要がある。</p> <input type="checkbox"/> (5)追加的な手続は不要
c)～e) 省略	
19.6 外国における調停の合意事項	

省略	
----	--

20. その他の裁判外紛争解決手続（ADR）

省略	
----	--

Part VI：裁判官同士の直接の連絡

21. 裁判官同士の直接の連絡

省略	
----	--

Part VII：その他の情報

22. トレーニング

省略	
----	--

23. その他の実施措置

省略	
----	--

24. その他のサービス

省略	
----	--